

マンガ・アニメ×DXによる「くまもと観光」活性化事業 委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

マンガ・アニメ×DXによる「くまもと観光」活性化事業委託業務

2 趣旨

本県は、県ゆかりのマンガ・アニメを多く有し、県内各地でこれらを活用した誘客促進の取組みが行われている。

中でも、本県出身の漫画家・緑川ゆき氏原作の『夏目友人帳』は、人吉・球磨地域を中心に、アニメに登場する風景や建物のモデルとなった場所（以下、「アニメモデル地」という。）が多く存在することから、ファン等によるそれらを巡ることを目的とした誘客が進んでいる。

また、『夏目友人帳』は、本年7月にアニメ放送開始から15周年を迎え、周年事業として様々な企画が展開される予定であることから、作品のみならず、アニメモデル地である本県にもさらに注目が集まることも期待される。

本業務は、こうした好機を生かし、アニメの世界観を体感できる人吉・球磨地域への更なる誘客・周遊促進を図るとともに、満足度の高い新たな観光体験の実現につなげるため、作品と連携し、『夏目友人帳』とデジタル技術「AR（拡張現実）」を掛け合わせた企画の実施について業務委託するものである。

3 業務委託の概要

(1) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月25日（月）まで

(3) 委託限度額

40,700千円（消費税及び地方消費税を含む）

※委託限度額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、委託限度額と必ずしも一致しない。

(4) 提案者及び受託者

本事業に企画提案できる事業者は、以下の条件を満たす企業又は企業、団体等からなるグループ（以下「グループ」という。）とし、グループで提案する場合、委託契約は当該グループの代表者と締結する。

(ア) 県内に本店、支店又は営業所があること。

(イ) グループで提案する場合は、最低1は上記（ア）の要件を満たす企

業・団体等を含むこと。

4 プロポーザル参加及び業務受託の資格要件

プロポーザルに参加し、事業を受託する事業者は、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。

※本プロポーザルにグループで参加する場合は、構成する全ての事業者が上記の要件を満たすこと。

5 質問と回答

(1) 提出方法

質問は必ず質問書（様式1）を用い、電子メールで行うこと。（送信後は必ず受信を電話で確認すること。）

(2) 受付期間

令和5年（2023年）7月24日（月）17時まで

(3) 提出先メールアドレス：oono-s@pref.kumamoto.lg.jp

(4) 電話番号：096-333-2158

(5) 質問への回答

(1)の質問書に対する回答は、電子メールで送付する。

なお、必要に応じて回答をホームページに掲載する場合がある。

6 参加表明書の提出

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書（様式2）を以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年（2023年）7月31日（月）17時（必着）

※持参、郵送又はメールで提出すること。

(2) 提出先

住所：〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
公益社団法人熊本県観光連盟（熊本県観光国際政策課内）担当：大野
メールアドレス：上記5（3）に同じ。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

以下の①～⑤の書類を紙に印刷し、提出すること。

- ① 企画提案書表紙（様式3）：5部（原本1部、写し4部）
- ② 企画提案書（任意様式）：5部
 - ・枚数の制限はないが、要点を押さえた内容とすること。
 - ・A4サイズで作成し、ページ番号を振ること。
- ③ 参考見積書（任意様式）：5部（原本1部、写し4部）
 - ・内訳を詳細に記載すること。
 - ※著作権使用料については、考慮する必要はない。
 - ・本事業で制作したARコンテンツを、事業期間終了後も複数年にわたり継続してユーザーが利用可能な状態で管理する場合に必要なランニングコスト（ライセンス料・サーバー利用料等）についても明記すること。
- ④ 企業概要・グループ構成員の概要：5部
- ⑤ 参考資料（必要に応じて）：5部
 - ・過去に実施した同種事業の紹介
 - ・今回の事業で既存のアプリ等の仕様を活用する場合は、その仕様が分かるもの
 - ※WEB上で閲覧可能な場合は、対象WEBサイトへと誘導するQRコード又はURLを貼付すること。

(2) 提出期限

令和5年（2023年）8月4日（金）15時（必着）

※持参又は郵送のこと。メールでの提出不可。

(3) 提出先

上記6（2）に同じ。

(4) 企画提案内容

以下のポイントについて具体的に記載すること。

- ・事業全体の概念図
- ・提案に至った経緯（現状の課題・問題点・ターゲットとする当該地域が抱える課題等）

- ・具体的な実施方法（プロモーション展開等）
- ・期待される具体的な効果
- ・事業実施に当たって想定される課題
- ・スケジュール
- ・実施体制（グループの場合は役割分担についても記載）

8 委託事業者候補の選定方法

プロポーザル参加事業者は、審査会において、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行う。審査員は提案された企画について審査を行い、委託事業者候補を決定する。

審査の結果、審査員の評価合計点の平均点が6割（60点）を上回った事業者のうち、最も優れた者を委託事業者候補として採択する。

審査の結果（採択の可否）については、後日書面で通知する。

9 契約先の相手方決定

委託事業者候補と委託上限額の範囲内で契約を締結する。

契約内容については、仕様書及び企画提案書等に基づき、委託事業者候補と協議を行い、業務内容をまとめた上で契約を締結する。

なお、委託事業者候補と協議が整わない場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 審査基準

| No | 項目 | 内容 | 配点 |
|----|-----------|--|-----|
| 1 | 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施の意義は明確かつ的確か ・ デジタル技術を効果的に活用できているか ・ 新規性のある提案内容であるか ・ 提案内容に創意工夫はあるか ・ 本県で実施中の他の『夏目友人帳』関連企画との連携・相乗効果等も意識した提案内容であるか ・ 実施方法及びスケジュールは現実的であるか | 60 |
| 2 | 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容を実現するための体制が整えられており、役割分担が明確であるか ・ 地域の協力・理解はあるか | 15 |
| 3 | 見積金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提示された積算書は適正であり、高い費用対効果を見込めるか ・ 翌年度以降の費用が発生する場合は、その費用抑制の工夫がなされているか | 10 |
| 4 | 同種事業の受注実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に同種事業の受注実績はあるか（AR活用事業／マンガ・アニメ活用事業） | 15 |
| | 計 | | 100 |

1.1 スケジュール（予定）

- (1) 質問書提出期限 : 令和5年（2023年）7月24日（月）
- (2) 質問書への回答 : 令和5年（2023年）7月27日（木）
- (3) 参加表明書提出期限 : 令和5年（2023年）7月31日（月）
- (4) 企画提案書提出期限 : 令和5年（2023年）8月4日（金）
- (5) プロポーザル審査会 : 令和5年（2023年）8月8日（火）
※日程等、詳細については別途通知
- (6) 選定結果通知 : 令和5年（2023年）8月中旬
- (7) 業務完了期限 : 令和6年（2024年）3月25日（月）

1.2 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) プレゼンテーションについては、原則提出された企画提案書により行うこととするが、提案内容を補足するために必要な機材等がある場合は、当日持参することも可能とする。
- (3) プレゼンテーション時には、企画提案書に記載した内容（システムやアプリ等の操作実演も含む）を当方で用意する液晶ディスプレイに投影することも可能とする。その場合、接続するパソコン及び付属品については提案者において用意すること。
- (4) 企画提案書等の作成及びこれらに係る附帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- (5) 審査会は、参加申請が1者であっても実施する。
- (6) 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式4）を提出すること。